

**農業** において労働災害を防止するために  
～ 無事故で美味しい農作物をつくりましょう ～

奈良県最低賃金

時間額 **866円**

(令和3年10月1日発効)



ひと、暮らし、みらいのために  
厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

奈良労働局 大淀労働基準監督署



## はじめに（労働災害の防止に取り組む理由）

労働災害が発生する直接原因は、災害発生現場に潜在する「**不安全・不衛生な状態（物的要因）**」に「**不安全・不衛生な行動（人的要因）**」が重なり合うこととされています。

労働安全衛生法第3条では「**事業者は、職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない**」と規定し、事業主に対し、労働災害を防止するための必要な対策を義務付けています。

また、労働契約法第5条では「**使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする**」と規定し、職場が安全で健康的なものであるよう、必要な配慮をすることを求めています。これを一般的に「**安全配慮義務**」といいます。万が一にも労働災害が発生した場合、「**安全配慮を欠いた**」として、事業主は被災労働者やその遺族から損害賠償・慰謝料を請求されることがあり得ます。

労働者が元気に働ける職場をつくり、労働災害と無縁な職場環境の中でつくった農作物を消費者へ届けましょう！



## 労働災害を防止する手法

### （1）安全衛生教育の実施

事業者は、労働者を雇い入れたとき、又は作業内容を変更したときには、次の事項について安全衛生教育を実施してください。

- ア 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関すること
- イ 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関すること
- ウ 作業手順に関すること
- エ 作業開始時の点検に関すること
- オ 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること
- カ 整理、整頓（とん）及び清潔の保持に関すること
- キ 事故時等における応急措置及び退避に関すること
- ク 前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項

教育の効果は長期間持続するものではありませんので、月に一度、週に一度、作業開始前など様々な段階で、作業内容に合わせて、繰り返し実施することが重要です。その際には、(2)の安全衛生活動と併せて行うと効果的です。

「注意しろ」と言うだけでなく、具体的な安全な作業方法・作業手順を組み、労働者の安全衛生意識を高め、継続させるよう取り組んでください。

## (2) 安全衛生活動の実施

安全な作業を定着させ、労働者の安全意識を高めるためには、日常的な安全衛生活動を実施することが重要です。

そこで、製造業や建設業、林業等の現場で日常的に取り組まれている活動の一部を紹介します。

### ミーティング

作業前にミーティングを実施することは、必要な作業指示を行うほかに、労働者の安全衛生意識を高め、不安全な状態の解消、不安全な行動の防止のために役立ちます。また、労働者の健康状況の把握、作業意欲の喚起を図ることもでき、有意義であると考えられています。

特に「危険予知活動(KY活動)」を併せて実施することが効果的です。

#### 【危険予知活動(KY活動)】 「K」=危険、「Y」=予知

作業の中にどんな危険が潜んでいるか予知し対策を講じるものであり、安全衛生活動の現場では大きな効果を上げています。

(例) 次の4段階の手順で実施し、参加者全員で検討し、ときにホワイトボード等へ書き込み、みんなで復唱して行います。



段階	問題解決の4段階	危険予知の4段階	危険予知の進め方
第一段階	危険な状況をつかむ	①どんな危険がひそんでいるか	<ul style="list-style-type: none"> <li>作業内容を説明する。(イラスト等活用)</li> <li>皆で危険要因と起きる現象(事故)を指摘する。('～なので～になる」「～して～になる」と可能な限り指摘する。)</li> </ul>
第二段階	危険原因の追及	②これが危険のポイントだ	<ul style="list-style-type: none"> <li>指摘された事項のうち、問題点だと思われる事項を絞り込む。(書き出した項目に○を付ける)。特に重要なもの、1ないし2項目を絞り込む。(◎を付け、危険のポイントとする。)</li> </ul>
第三段階	対策をたてる	③あなたならどうする	<ul style="list-style-type: none"> <li>危険のポイントに対し、どうしたら良いのか意見を出し合い、具体的に実行可能な対策を立てる。(各数項目程度)</li> <li>物理的な対策が必要なものは誰がどうするか決める。</li> </ul>
第四段階	実行計画を決める	④私達はこうする	<ul style="list-style-type: none"> <li>対策のうち、実施すべき重点項目を選び出し、※印、アンダーラインをつけ、行動目標を決める。全員で指差し唱和する。 「～しよう ヨシ！」</li> </ul>

## 作業手順の決定

労働者に安全な作業を行わせるためには、正しい作業方法、手順を明示する必要があります。定型的な作業には、作業手順を書面にしてルール化することが効果的です。

作業手順書を作成する際には、「リスクアセスメント」手法を取り入れてください。

### 【 リスクアセスメント 】

作業手順毎等のリスク(危険性)を洗い出して見積もりし、優先度を決めて低減対策を検討、実施して作業でのリスクを低減させるものです。



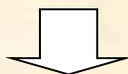
## その他の安全衛生活動

### 【 指さし呼称 】

作業の要所要所(危険ポイント等)で対象を見つめ、指をまっすぐに指して、確認すべきことを確認し、「ヨシ!」と呼称するものです。注意力を高め、確実に確認することを習慣づけることができます。

### 【 ヒヤリ・ハット報告活動 】

作業中「ヒヤッ」としたり、「ハッ」としたことがあると思います。1件の重大事故のうらに29件の軽傷事故、300件の無傷事故があると言われています。これを「ハインリッヒの法則」といいます。



些細だと思って人に言わずにそのままにしておくこと、単に不注意だと片付けることは重大な事故につながる可能性がありますので、労働者の体験したヒヤリ・ハット事例を書面で報告させ、労働者の危険に対する感性の向上を図るとともに、報告事例を災害防止対策に活用するものです。

数多く報告事例を蓄積し、対策を講じることが重要です。



(ヒヤリ・ハット事例)

【 4 S 活動 】 「4 S」=整理、整頓、清掃、清潔(これに「しつけ」を加えて5 S)  
整理・整頓・清掃・清潔を徹底させることにより、転倒、転落災害防止等に効果を上げています。

(例) 商品を雑然と棚に積み上げていた 4 S 活動 商品の落下を防ぐ  
いくつもの道具を足元に放置 4 S 活動 つまづいて転倒するのを防ぐ  
床面が濡れたまま放置していた 4 S 活動 滑って転倒するのを防ぐ

## 労働災害を防止するための具体的な方法



### (1) 脚立・はしごからの墜落・転落災害の防止

自身の背丈では手が届かないような少し高い位置の果実を採るときなど、「脚立」や「はしご」を使用する機会が多いと思いますが、その便利さの反面、労働災害が多いことを忘れてはなりません。

「脚立」「はしご」を使用する場合は次の点に留意してください。

- ア 丈夫で、腐食や損傷、ゆるみ、ガタ付きがないものを使用すること。
- イ 使用前に点検を行うこと。
- ウ 脚立の脚と水平面との角度は 75 度以下とすること。  
はしごは 75 度程度でかけること。
- エ 折りたたみ式、伸縮式の場合はロックをかけること。
- オ はしごは幅 30 cm 以上のものを使うこと。
- カ 使用する場所に注意すること（無理な姿勢にならないか、地盤は安全か等）。
- キ 脚立・はしごの転倒を防止するための対策を講じること（はしごは上下を固定する）。
- ク 脚立の天板には立たないこと。
- ケ 作業箇所が移動するときは、こまめに設置場所を変えること（無理に身を乗り出すなど不安全な姿勢・作業を避ける）。
- コ チェーンソーなど電動道具を持ったまま不安定な状態で作業すると、墜落・転倒の際にチェーンソーで大怪我する可能性があります。
- サ **保護帽（墜落時保護用ヘルメット）を着用**すること。



低い場所でも油断せず、安全対策を検討してください。

よく使われるフレーズ 「**1 mは一命取る**」



高さが 2 m 以上の箇所で作業を行う場合において墜落の危険があるときは、足場（手すり等を設置）等により作業床を設けなければなりません。なお、作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、労働者に墜落制止用器具（安全帯）を使用させるなど墜落防止措置を講じなければなりません。

昇降する際は、専用の設備（足場、階段、はしご等）を設けましょう。

特に 1.5 m 以上の高さ（深さ）の場所へは、昇降設備の設置が必要です。

高所での作業をできるだけ減らせるよう、作業方法の見直しを検討してください。

服装、装備を整えましょう（履物は滑りやすすくないか、ハサミ等の工具を落とす危険はないか など）。

## (2) 転倒災害の防止 ~ 「STOP! 転倒災害プロジェクト」 ~

作業場所、通路は安全な状態で使用できるように保持してください。

- ア 腐った果実や除草した草などを取り除くこと。
- イ 溝や穴がある箇所には、蓋をするなど養生しておくこと。
- ウ 障害物や段差は、除去する、出来るだけ平坦にならす等により危険を少なくすること。もしこれらが難しいときや段差などがあるときは、柵の設置や危険箇所であることがわかる注意喚起を表示すること。
- エ 傾斜がきつい斜面は、昇降しやすい通路等を設けること。



作業内容に応じた、また、安全に配慮した履物を着用することとし、特に滑りやすい場所で作業するときは、スパイク付き地下足袋など滑り止め機能が付いた履物を使用してください。

## (3) はさまれ・巻き込まれ災害の防止

機械が動いている箇所へは、手指を持っていかないようにします。特に回転している部分では、**はさまれ・巻き込まれるおそれがあります**ので、覆いを設置してください。また、危険箇所には注意喚起を表示してください。

機械を修理する際、機械を清掃する際は、**必ず機械の運転を停止させ、止まったことを確認してから作業**に取り掛かってください。「止まっただろう」という思い込みで手指を入れてはいけません。

## (4) チェーンソー・刈払機による災害の防止



チェーンソーや刈払機は効率的に作業を進めていく上で必要不可欠な機械ですが、チェーン刃や刈刃は動力により高速で動くため、身体に接触すると重大な災害につながります。

チェーンソーを使用する労働者には「**チェーンソー特別教育**」を、刈払機を使用する労働者には「**刈払機取扱安全衛生教育**」を受講させてください。

作業では、特に次の点に留意してください。

- ア 原則として足元が安定した場所で使用すること。
- イ 安全装置・覆いなどを取り外さないこと。
- ウ 刃への接触や石・枝などの飛来物から身体を保護するため、**保護帽（墜落時保護用ヘルメット）保護メガネ、切創防止用保護衣、安全靴**などを着用すること。特に滑りやすい場所で作業するときは、**スパイク付き地下足袋など滑り止め機能が付いた靴を履くこと**。
- エ 他の作業場所へ移動するときは、少しの移動であっても面倒くさがらずに、こまめに機械の運転を停止すること。

## ( 5 ) 農業機械、車両系建設機械による災害の防止

農業機械、車両系建設機械を使用する作業では、特に次の点に留意してください。

- ア 周囲で作業する人に声を掛け、周囲の地形（斜面、排水路、くぼみ、樹木などの有無）を確認すること。
- イ **機械の周囲は立入禁止**とし、機械と接触しない距離を空けること。
- ウ 狭い道では転落しないよう監視人を置くこと。
- エ **斜面から転落する事故が多い**ので、機械の能力をよく確認し、能力を超えた使用を禁止すること。**特に斜面を斜めに移動しようとする**と横転しやすくなるので、**原則としてこれを禁止**すること。
- オ 搭乗席以外の箇所に人を乗せないこと。
- カ 機械の本来の用途以外の用途には使用しないこと。
- キ **保護帽（墜落時保護用ヘルメット）を着用**すること。



農業機械（トラクター、田植え機、コンバイン、農用運搬車など）

労働安全衛生法では、特段の規定はありませんが、災害を防止するために、特に次の点に留意して作業してください。

安全フレームを設置し、シートベルトを着用すること。



車両系建設機械（掘削用）

- ア 運転（操作を含む）には資格や一定の教育が必要です。なお、機体重量によって資格の種類が「技能講習」「特別教育」と異なります（技能講習が上位資格です）。
- イ 車両系建設機械は、1年に一回、定期的に、特定自主検査を実施する必要があります。
- ウ 車両系建設機械は、労働安全衛生法（労働安全衛生規則）が適用されますので、作業計画、転落防止、労働者との接触防止など各種規定が存在します。

## (6) 熱中症の予防

～「**STOP! 熱中症** クールワークキャンペーン」～



熱中症を予防するため、作業前日は十分な睡眠をとり、作業前には体調を確認し、作業中はこまめな休憩をとり、定期的に水分・塩分を補給しましょう。

身体を暑さに慣らす「熱への順化」には、1週間程度必要とされますので、急激に暑くなる梅雨明けや盆休み明けなどは特に注意が必要です。



## (7) 外国人技能実習生の災害の防止

日本語の理解力（特に緊急時のとっさの理解力）、文化・慣習の違いを考慮し、日頃から安全衛生教育をより丁寧に、繰り返し実施してください。

外国人技能実習生の住居について、複数名により共同生活を行う場合は「**事業附属寄宿規程**」に基づく適切な居住空間（部屋・階段の構造及び設備、飲料水・トイレ・入浴設備、消火設備の設置など）の提供が義務付けられています。



(パンフレット)



(職場のあんぜんサイト)

## (8) その他の災害の防止

腰痛を防止するため、重量物を無理な姿勢で取り扱わないようにしましょう。

なお、重量物の取扱いについて、労働基準法では次のとおり上限規制があります。

年齢	性別	断続作業の場合	継続作業の場合
満16歳未満	男性	15kg	10kg
	女性	12kg	8kg
満16歳以上 満18歳未満	男性	30kg	20kg
	女性	25kg	15kg
満18歳以上	男性	(規定なし)	(規定なし)
	女性	30kg	20kg

常時使用する労働者には、法定の項目について雇入れ時及び1年に一回、定期的に**健康診断**を実施しなければなりません。

## 労働災害が発生した場合の手続き

労働災害その他就業中又は事業場内若しくは附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業を4日以上したときは、遅滞なく、「労働者死傷病報告」(様式第23号)を管轄労働基準監督署に提出しなければなりません。

また、事実と異なる内容を記載することは許されませんので、正しく記載してください。



## 労働災害によってケガをした労働者への補償

### (1) 労働災害の補償義務

労災保険は、国が運営する保険制度であり、原則として加入が義務付けられています。ただし、農業については、「個人経営」であり、かつ雇用する労働者が常時「4人以下」の場合は、加入が任意になっています。

一方、労働基準法では、事業場の業種・規模に関わらず、また、労災保険の加入が任意であったとしても、労働者が労働災害により負傷し、疾病にかかった場合は、事業主に対し、休んでいる期間中の賃金(休業補償)や治療費等を補償することを義務付けています。

労働災害による怪我の治療には健康保険が使えませんが、労災保険に加入していないときは、被災労働者の休業補償や治療費、不幸にしてお亡くなりになった場合の遺族補償まで、すべて事業主が負担することになります。

労働者は正社員だけでなく、パートタイマー、アルバイト、学生、外国人労働者も含まれます。



労働者に安心して働いてもらうため、任意加入であっても労災保険への加入をご検討ください。



### (2) 事業主等への特別加入制度

事業主及び同居の家族は、原則として労災保険に加入することができませんので、怪我がご心配な方は、労災保険中小事業主等特別加入の制度をご利用ください。

なお、特別加入するためには、「労働保険事務組合」に労災保険の加入事務を委託する必要があります。

